

令和8年度 会員種別 医師会費 (医学部卒後6年目以降会員)

(単位：円)

会 員 種 別		日 医 会 費	都 医 会 費		東 大 会 費	合 計
A2(B)会員 (31歳以上*)	勤務医 【 医師賠償責任保険付 】	64,000	正	12,000	8,000	84,000
			特	6,000		78,000
A2(B)会員 (30歳以下*)	【 医師賠償責任保険付 】	39,000	正	12,000	8,000	59,000
			特	6,000		53,000
B 会員	勤務医 【 医師賠償責任保険無 】	28,000	正	12,000	8,000	48,000
			特	6,000		42,000
D 会員	東京都医師会と東大医師会		正	12,000	8,000	20,000
			特	6,000		14,000
E 会員	東大医師会のみ				8,000	8,000

令和8年度 会員種別 医師会費 (医学部卒後5年目までもしくは初期研修医の会員)

(単位：円)

会 員 種 別		日 医 会 費	都 医 会 費		東 大 会 費	合 計	
A2(B)会員 (31歳以上*)	勤務医 【 医師賠償責任保険付 】	36,000	正・特		0	0	36,000
			0	0	15,000		
A2(B)会員 (30歳以下*)	【 医師賠償責任保険付 】	15,000	正・特		0	0	15,000
A2(C)会員	初期研修医 【 医師賠償責任保険付 】	15,000	正・特		0	0	15,000
B 会員 C 会員	勤務医：B 初期研修医：C 【 医師賠償責任保険無 】	0	正・特		0	0	0
D 会員	東京都医師会と東大医師会		正・特		0	0	0
E 会員	東大医師会のみ				0	0	0

☆4月1日現在の年齢

納入方法 1、銀行振込 —— みずほ銀行本郷支店

普通預金 口座番号 0241439

いっぽんしゃだんほうじんとうきょうだいがくいしかいかいひ だいひょう たなか さかえ  
一般 社 団 法 人 東 京 大 学 医 師 会 会 費 代 表 田 中 栄

2、当医師会事務所へ持参

尚、事務所へ持参のほかは、領収書を発行しませんので、振込時の領収書を保管して下さい。

○ 大学会員を正会員と特別会員に分ける。

会員区分	対象者	資格	会費
正会員	<p>原則として(※)、大学の中心的な役割を担っている先生方が対象です。</p> <p>大学医師会の役員、東京都医師会の委員会委員、大学で救急医療・生活習慣病・医学教育・感染症対策・在宅医療や退院調整に携わっている方々には特に入会していただきたいと思ひます。</p>	<p>東京都医師会に対しても積極的に発言いただくために、東京都医師会代議員に立候補および選出資格が与えられます。</p> <p>【代議員選出】</p> <p>正会員100人につき一名の割合。</p> <p>例…正会員1～150名の場合、代議員1名。</p> <p>正会員151～250名の場合、代議員2名。</p> <p>その他</p> <p>(1) 医師国民健康保険組合への加入ができます。</p> <p>(※都医新定款第4条第3項 会員は、原則として、同時に、日本医師会の会員となる。</p> <p>(2) 日医のA②会員に入会することで日医医賠償保険(個人請求の場合全国の医療機関で適用)</p> <p>(3) 日医医師年金に加入できます。</p>	<p>年額 12,000円</p>
特別会員	<p>原則として(※)、研究等で多忙で、現状では医師会活動に積極的に関与できない先生方などが対象です。</p> <p>代議員選出に関与できない他は、情報の提供や日医の会員資格、受けられる保険等、正会員と差はありません。</p>	<p>将来的には、病院勤務医・開業医・産業医等として医師会活動に関わっていたりの方々なので、種々の保険等医師会による保障・サポート活動、雑誌やネットを通じた医師会の情報提供を行ってまいります。但し、<u>東京都医師会の代議員選出には関与できません。</u></p> <p>その他</p> <p>(1) 医師国民健康保険組合への加入ができます。</p> <p>(※都医新定款第4条第3項 会員は、原則として、同時に、日本医師会の会員となる。</p> <p>(2) 日医のA②会員に入会することで日医医賠償保険(個人請求の場合全国の医療機関で適用)</p> <p>(3) 日医医師年金に加入できます。</p>	<p>年額 6,000円 (現行と同額)</p>

※あくまで原則ですので、正会員として、積極的に医師会活動を担っていただきたい方でも特別会員を選択されることは可能ですし、特別会員の対象の先生で、積極的に医師会活動に参加されたい先生が、正会員を選択することも可能です。(会員区分の途中変更も可)

正会員、特別会員いづれも日医会員資格には、影響ありません。

# 会員に関する細則

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、一般社団法人東京大学医師会（以下「本会」という。）の定款（以下「定款」という。）に定められた事項のほか、本会の会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定める。

## 第 2 章 会 員

(会 費)

第2条 正会員の会費は年額8,000円とする。

2 会員歴が25年以上の特別会員は会費の納入を要しない。

(納 入)

第3条 前条に規定する会費は、本会が指定する方法で5月20日までに1年分を一括納入しなければならない。

(異動の報告)

第4条 異動の事実が発生した日から30日以内に、所定の異動報告書を提出しなければならない。

2 異動の日は、異動報告書に記載した異動の発生した日とする。

(退会の届出)

第5条 会員が本会を退会しようとするときは、所定の退会届書を提出するとともに、未納会費がある場合はそれを払うものとする。

2 退会の日は、退会届書の退会年月日欄に記載してある日とする。ただし、退会日は退会届書の提出日より遡ることはできない。

3 会費未納により退会した者は、原則として再入会を認めない。

(細則の変更)

第6条 この細則は、理事会の議を経、総会で過半数を以って変更することができる。

附 則

この細則は、平成20年8月6日に決定し、平成21年4月1日より施行する。